

2022年7月募集以降

無選択型終身保険(低解約払戻金型)

みどりの終身

# メモリアルⅢ

保険金額

100  
万円

保険料払込期間 **10年**

契約年齢 満**30歳**~**80歳**

保険料払込期間 **20年**

契約年齢 満**30歳**~**80歳**

保険料払込期間 **100歳払済**

契約年齢 満**60歳**~**85歳**

一生涯  
保障



■ 85歳までお申し込みいただけます。

持病や入院・手術の経験があっても、「もしものとき」を一生涯保障

■ 医師による診査や告知書の提出不要

— 安心の未来を託す。

 みどり生命

# あなたやご家族に明日、 万が一のことがあったら？

すぐに連絡すべき人は誰？

亡くなった後の手続きは誰が行う？

お墓やお葬式は  
どういう形で  
行いたい？  
誰が負担する？

財産の相続は  
どうする？

保有する  
預貯金口座は  
どうする？

できるだけ  
家族に負担を  
掛けたく  
ないわ。

何も準備していない状態でその時を迎えると、家族は誰に訃報の連絡をすれば良いか分からず慌てたり、しっかり検討をしないで葬儀を依頼して、高額な葬儀費用を支払うことになったりと、後悔の残る結果になってしまうかもしれません。



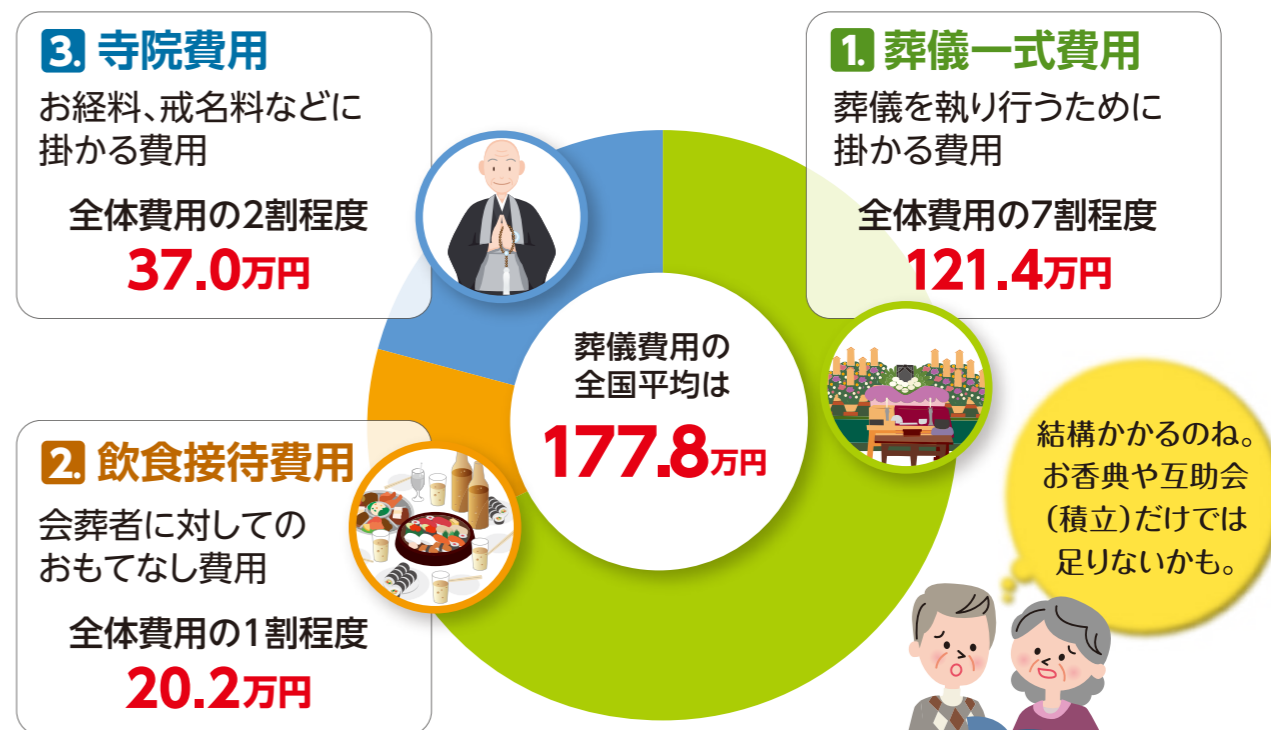
必要になる「その時」、  
希望や想いをちゃんと伝えるために、  
しっかり準備をしておきたい。

**終活の第一歩**として、  
まずは、将来の葬儀費用の準備から始めませんか？



# 葬儀にかかる三大費用とは？

「葬儀一式費用」「飲食接待費用」「寺院費用」の3大費用



2017年～2019年の葬儀費用 (単位:万円)

	北海道	東北	関東	東京	北陸	東海	近畿	中国四国	九州
<b>1 葬儀一式費用</b>	108.2	108.0	137.8	129.9	132.8	107.3	105.7	100.9	146.0
<b>2 飲食接待費用</b>	16.3	24.9	28.7	11.7	32.3	12.4	18.6	17.5	12.4
<b>3 寺院費用</b>	21.5	52.7	45.0	29.6	35.8	37.2	35.9	37.8	33.3
<b>葬儀費用合計</b>	<b>129.7</b>	<b>181.3</b>	<b>210.5</b>	<b>190.8</b>	<b>207.1</b>	<b>158.9</b>	<b>145.5</b>	<b>159.1</b>	<b>174.9</b>

出典：一般財団法人日本消費者協会「第12回 葬儀についてのアンケート調査報告書」(2022年3月)  
(注) 葬儀一式費用・飲食接待費用・寺院費用の合計が葬儀費用の合計とはなりません。各項目のそれぞれの平均費用で、アンケートの回答数が異なるためです。

大切なご家族のために、  
みどり生命でご準備しませんか？

葬儀費用の  
備えには

**85歳まで**健康状態にかかわらず  
**どなたでも**お申し込みいただける

一生涯保障の**終身保険**がピッタリです！

詳細は  
次へ

# みどりの終身メモリアルⅢの特長とは?

健康状態にかかわらずお申し込みいただける **一生涯保障**の保険です。



## 6つのあんしんポイント

**1** 加入意思があれば、健康状態にかかわらず **お申し込みいただけます!**

持病・既往症があっても、通院中・治療中・入院歴・大きな手術の前後でもお申し込みいただけます。

**2** 告知書や医師の診査は**必要ありません。**

告知書の記入や医師の診査を受けていただく必要はないので、手続きはとても簡単です。告知義務違反による解除の制度はありません。

**3** 一生涯にわたって**保障が継続!**

万が一の保障が一生涯(終身)続くので、安心です。

**4** **お手頃な保険料で保障を確保**できます。

保険料払込期間中の解約払戻金を低く抑えることで、その分保険料を割安にしています。しかも、保険料は払込満了まで変わりません。

**5** **かけ捨てではありません。**

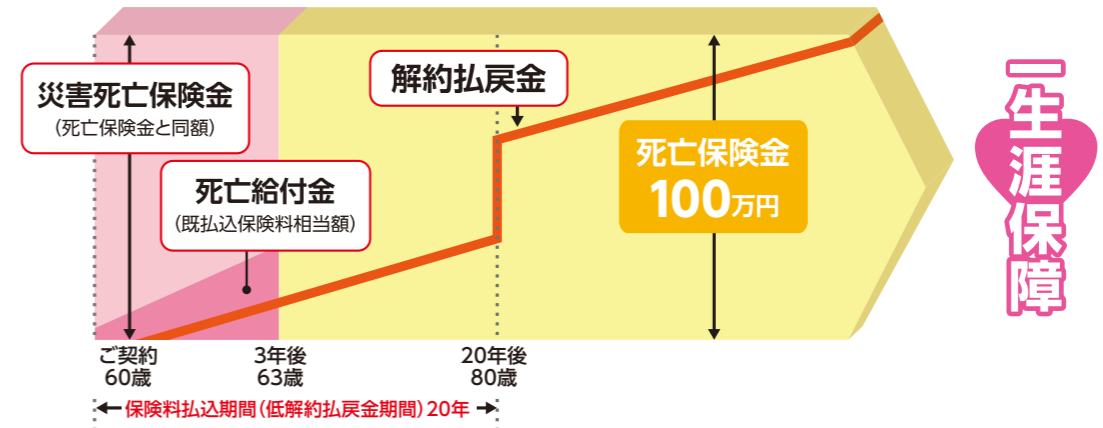
途中で解約したときは解約払戻金をお支払いします。ただし、ご契約後短期間で解約した場合は、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。

**6** 交通事故などの不慮の事故で **万が一のときは、災害死亡保険金をお支払い!**

ご契約日から3年以内に病気で死亡された場合は死亡給付金として、既払込保険料相当額をお支払いしますが、不慮の事故や所定の感染症を原因として死亡された場合は3年以内でも死亡保険金と同額の災害死亡保険金をお支払いします。

## 商品の仕組み図

保険料払込期間 **20年**の例 契約年齢 **満30歳~80歳**



- ご契約日から3年以内に死亡された場合は、次の通りお支払いします。
  - ① 災害で死亡された場合は災害死亡保険金(死亡保険金と同額)をお支払いします。
  - ② 病気で死亡された場合は死亡給付金(既払込保険料相当額)をお支払いします。
- ご契約日から3年経過後に死亡された場合は死亡保険金をお支払いします。

## 保険料払込期間で選べる3つのコース

保険料払込期間	契約年齢	保険期間	性別	ご契約例				詳細は
				月払保険料				
				被保険者 40歳	被保険者 60歳	被保険者 70歳	被保険者 81歳	
10年	満30歳~80歳	終身	男性	8,907円	9,704円	10,435円		5ページ
			女性	8,691円	9,214円	9,604円		6ページ
20年	満30歳~80歳	終身	男性	4,611円	5,706円	7,018円		7ページ
			女性	4,399円	4,922円	5,679円		8ページ
100歳 払済	満60歳~85歳	終身	男性		4,708円	6,745円	11,585円	9ページ
			女性		3,532円	5,119円	9,041円	10ページ



男性 月払保険料・解約払戻金例表 (単位:円)

保険金額 100万円

Table with 11 columns: 契約年齢, 月払保険料, 経過年数 (1-30 years), 払込期間満了時. Contains monthly premium and redemption amount data for men.

※契約年齢やご契約日からの経過期間によっては、累計払込保険料がお受け取りいただく保険金額を上回る場合があります。
※経過年数とは、保険のご契約日から起算した年数をいいます(払込期間満了時までは、保険料払込年数をいいます)。
※保険料払込期間中にご契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
※多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
解約払戻金の額は契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

女性 月払保険料・解約払戻金例表 (単位:円)

保険金額 100万円

Table with 11 columns: 契約年齢, 月払保険料, 経過年数 (1-30 years), 払込期間満了時. Contains monthly premium and redemption amount data for women.

※契約年齢やご契約日からの経過期間によっては、累計払込保険料がお受け取りいただく保険金額を上回る場合があります。
※経過年数とは、保険のご契約日から起算した年数をいいます(払込期間満了時までは、保険料払込年数をいいます)。
※保険料払込期間中にご契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
※多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
解約払戻金の額は契約年齢、性別、経過年数等により異なります。





男性 月払保険料・解約払戻金例表 (単位:円)

保険金額 100万円

契約年齢	月払保険料	経過年数									払込期間満了時 100歳
		1年	2年	3年	4年	5年	10年	15年	20年		
60	4,708	1,747	38,509	75,263	99,341	123,788	245,521	336,146	431,676	999,431	
61	4,862	2,845	40,697	78,537	103,609	129,067	251,355	344,424	442,930	999,431	
62	5,028	4,035	43,069	82,100	108,245	134,514	256,540	353,499	454,028	999,431	
63	5,208	5,324	45,651	85,968	112,986	139,698	261,427	363,301	464,856	999,431	
64	5,402	6,714	48,425	90,115	117,621	144,453	266,606	373,792	475,458	999,431	
65	5,608	8,180	51,349	94,464	122,114	148,800	272,717	384,892	485,965	999,431	
66	5,822	9,708	54,380	98,956	126,462	152,865	280,229	396,511	496,539	999,431	
67	6,043	11,272	57,474	103,532	130,741	157,025	289,409	408,522	507,340	999,431	
68	6,269	12,863	60,614	108,167	135,243	161,863	300,292	420,841	518,452	999,431	
69	6,502	14,491	63,822	112,916	140,336	167,811	312,594	433,323	529,817	999,431	
70	6,745	16,193	67,188	117,911	146,227	175,011	325,733	445,771	541,185	999,431	
71	7,007	18,026	70,813	123,309	153,014	183,378	339,132	458,061	552,329	999,431	
72	7,293	20,031	74,798	129,265	160,663	192,721	352,297	470,165	563,096	999,431	
73	7,610	22,259	79,239	135,893	169,123	202,826	364,982	482,112	573,459	999,431	
74	7,963	24,751	84,195	143,267	178,294	213,445	377,108	493,929	583,412	999,431	
75	8,356	27,518	89,687	151,419	188,047	224,296	388,742	505,544	592,913	999,431	
76	8,792	30,562	95,719	160,349	198,211	235,225	400,117	516,946	602,018	999,431	
77	9,269	33,878	102,278	170,001	208,737	246,189	411,578	528,181	611,297	999,431	
78	9,787	37,461	109,319	180,313	219,564	257,274	423,426	539,358	622,875	999,431	
79	10,346	41,280	116,802	191,192	230,753	268,622	435,845	550,530	643,918	999,431	
80	10,944	45,343	124,697	202,601	242,360	280,365	448,751	561,616	999,431	999,431	
81	11,585	49,630	132,996	214,518	254,447	292,676	462,025	572,603	999,615	999,431	
82	12,271	54,167	141,732	226,965	267,155	305,758	475,546	584,109	999,773	999,431	
83	13,007	58,993	150,965	240,003	280,621	319,712	489,260	598,821	999,919	999,431	
84	13,803	64,156	160,784	253,738	294,918	334,502	503,067	626,140	1,000,000	999,431	
85	14,670	69,725	171,310	268,248	310,008	349,832	516,750	999,431	1,000,000	999,431	

※契約年齢やご契約日からの経過期間によっては、累計払込保険料がお受け取りいただく保険金額を上回ることがあります。  
 ※経過年数とは、保険のご契約日から起算した年数をいいます(払込期間満了時までは、保険料払込年数をいいます)。  
 ※保険料払込期間中にご契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。  
 ※多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。  
 解約払戻金の額は契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

女性 月払保険料・解約払戻金例表 (単位:円)

保険金額 100万円

契約年齢	月払保険料	経過年数									払込期間満了時 100歳
		1年	2年	3年	4年	5年	10年	15年	20年		
60	3,532	0	22,341	51,137	74,900	98,731	216,469	318,443	415,306	998,334	
61	3,649	0	24,042	53,692	78,119	102,484	223,168	327,825	425,780	998,334	
62	3,773	0	25,852	56,409	81,406	106,247	230,436	337,434	436,340	998,334	
63	3,905	0	27,770	59,284	84,790	110,092	238,257	347,351	447,000	998,334	
64	4,044	0	29,795	62,318	88,316	114,250	246,575	357,615	457,771	998,334	
65	4,191	0	31,932	65,513	92,180	119,016	255,347	368,222	468,644	998,334	
66	4,348	0	34,201	68,907	96,529	124,457	264,433	379,066	479,560	998,334	
67	4,517	781	36,637	72,565	101,351	130,387	273,690	389,978	490,433	998,334	
68	4,701	2,104	39,288	76,544	106,522	136,569	283,047	400,860	501,217	998,334	
69	4,901	3,547	42,173	80,875	111,949	142,892	292,531	411,718	511,920	998,334	
70	5,119	5,108	45,298	85,550	117,601	149,384	302,208	422,605	522,550	998,334	
71	5,355	6,796	48,661	90,572	123,539	156,125	312,150	433,591	533,133	998,334	
72	5,609	8,602	52,263	95,953	129,800	163,216	322,358	444,716	543,667	998,334	
73	5,882	10,541	56,127	101,722	136,476	170,759	332,848	456,014	554,167	998,334	
74	6,178	12,627	60,283	107,917	143,623	178,787	343,617	467,482	564,711	998,334	
75	6,497	14,877	64,756	114,587	151,262	187,292	354,664	479,082	575,604	998,334	
76	6,843	17,301	69,581	121,771	159,403	196,269	366,005	490,795	587,489	998,334	
77	7,216	19,922	74,785	129,520	168,080	205,702	377,678	502,611	601,626	998,334	
78	7,621	22,749	80,406	137,864	177,269	215,601	389,720	514,543	620,491	998,334	
79	8,058	25,807	86,458	146,834	187,034	226,049	402,186	526,726	649,019	998,334	
80	8,531	29,093	92,965	156,456	197,425	237,096	415,059	539,571	998,334	998,334	
81	9,041	32,639	99,964	166,790	208,499	248,809	428,343	553,935	998,795	998,334	
82	9,593	36,459	107,503	177,876	220,307	261,228	442,012	571,484	999,188	998,334	
83	10,191	40,593	115,620	189,766	232,893	274,399	456,076	595,532	999,512	998,334	
84	10,839	45,050	124,352	202,493	246,291	288,337	470,676	632,726	999,770	998,334	
85	11,541	49,868	133,744	216,110	260,532	303,010	486,355	998,334	999,974	998,334	

※契約年齢やご契約日からの経過期間によっては、累計払込保険料がお受け取りいただく保険金額を上回ることがあります。  
 ※経過年数とは、保険のご契約日から起算した年数をいいます(払込期間満了時までは、保険料払込年数をいいます)。  
 ※保険料払込期間中にご契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。  
 ※多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。  
 解約払戻金の額は契約年齢、性別、経過年数等により異なります。


ご契約者さまのご家族さまにも「安心」をお届けします!

# 「安心のご家族登録サービス」の ご案内

もし、認知症になって生命保険に入ったことも忘れて保険金の請求漏れがあったらどうしよう…  
もし、介護施設に入ったら、保険会社からの通知物等はどうなるんだろう…


このような不安も「安心のご家族登録サービス」なら解決できます!!

**1** ご登録のご家族さま(2名まで)が、ご契約者さまに代わってご契約内容やご葬儀費用充当サービス等の内容、手続き書類についてお問い合わせすることができます。



例えば… ●ご契約者さまが入院中でも配偶者さまやお子さまが代わりに契約内容をご確認できます。


**2** 震災時など、みどり生命がご契約者さまと連絡が取れない場合、登録したご家族さまにご契約者さまの連絡先の確認を行います。



例えば… ●自宅から介護施設に転居したことで、大切な通知物が届かない場合でも、ご家族さまを通じ、みどり生命からの重要なご案内をお受け取りいただけます。

“家族ぐるみ”でご契約内容やご葬儀費用充当サービス等の利用方法を共有いただくことで、万が一の際の生命保険のご請求漏れやご葬儀費用充当サービス等のご利用漏れを防ぐことができます。

みどり生命では、配偶者さまがご高齢の場合、配偶者さまに加えお子さまの登録(合計2名まで)を推奨しています。



## 「安心のご家族登録サービス」についての 《重要事項》のご説明

### サービスの概要

- 「安心のご家族登録サービス」は、ご契約者さまに登録いただいたご家族さまに、当社がご契約内容に関する情報を提供させていただく制度です。
- 登録されたご家族さまからの質問にお答えするときの内容は、ご契約者さまに説明させていただく内容と全て同等です。  
(例)●万一の場合の保障額について ●解約された場合の払戻金について

### 登録ご家族の範囲

- 登録いただけるご家族さまは、保険契約単位の設定とし、1保険契約につき2名までです。また、成年者であり、意思能力を有する人に限ります。
- 登録いただけるご家族さまの範囲は、ご契約者さまの配偶者もしくは三親等以内のご親族(※)さまです。  
※三親等以内親族:配偶者・親・祖父母・曾祖父母、子・孫・曾孫・兄弟姉妹・甥・姪・おじ・おばとその配偶者等。  
(登録例:配偶者さまとお子さま)

### サービスの申込方法

- 新契約同時登録の場合は、「新契約申込書」の「安心のご家族登録サービス」欄にチェックをしてお申し込みください。
- 「新契約申込書」で登録者を指定できない場合は、「安心のご家族登録サービス登録・変更申込書」に以下の項目をご記入ください。
  - ① 登録ご家族さまの氏名、性別、ご契約者さまとの続柄、生年月日
  - ② 登録ご家族さまの住所、連絡先
  - ③ 以下の2点を前提としたご契約者さまの署名
 (1) 登録ご家族さまに対し、上記①②の情報を当社へ提供することについて同意を得ること。  
 (2) 被保険者さまと死亡保険金受取人さまに対し、その氏名等の情報を当社が登録ご家族さまへ開示することについて同意を得ること。

### 登録完了通知の郵送 (ご契約者さま宛・登録者さま宛)

- 当サービスの登録が完了すると、ご契約者さまおよびご契約者さまと別居されている登録者さまへ、契約内容を記載した「登録完了通知」を送付します。また、同居されている登録者さまには送付いたしませんので、ご契約者さまよりお伝えください。
- 登録いただくご家族さまには、当サービスにお申し込みいただいたことをご契約者さまよりお伝えください。

### サービスの変更・取消

- 登録いただいたご家族さまの変更や登録の取消については、ご契約者さまから当社お客さまサービスセンターまでご連絡願います。
- みどり生命から「安心のご家族登録サービス登録・変更申込書」を送付します。
- 対象保険契約のご契約者さまが変更された場合は、当サービスは停止します。

### その他注意事項

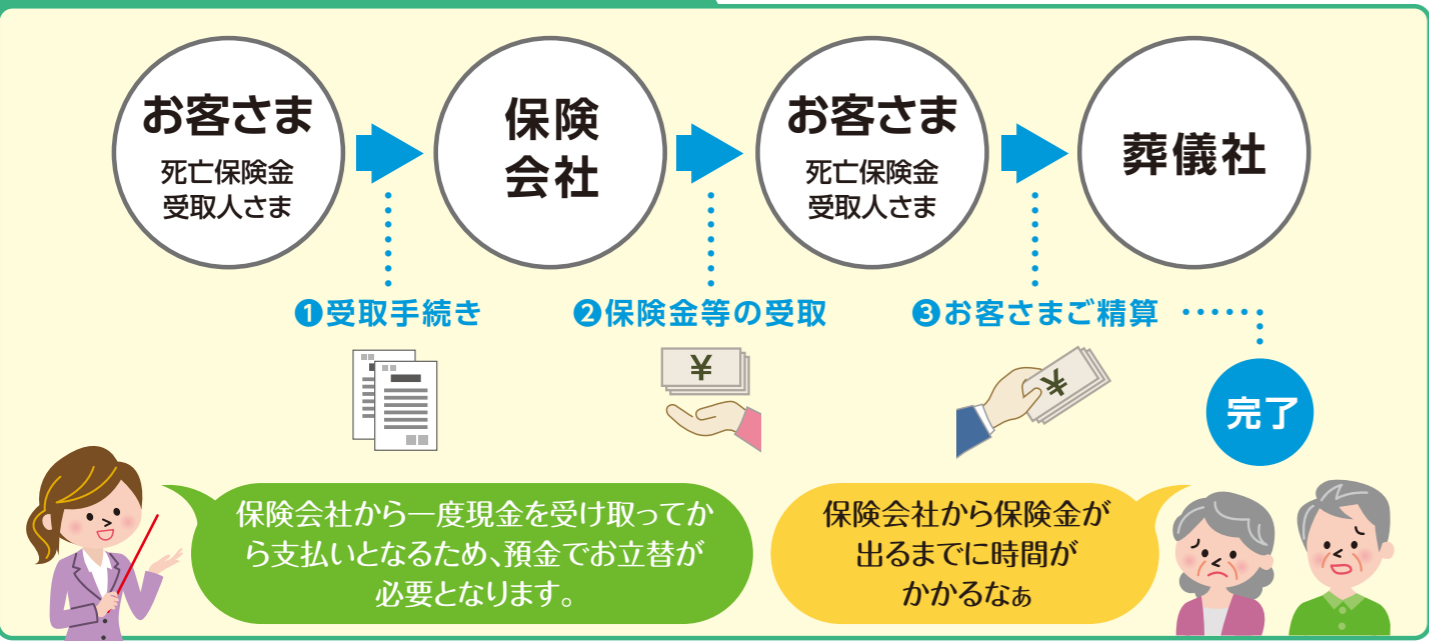
- 登録のご家族さまによるご契約に関するお手続きはできません。お手続きの際は、ご契約者さまご自身でお願いします。
- ご契約者さまの転居や災害発生時等、当社からご契約者さまへの連絡が困難となった場合には、当社から登録ご家族さまへ連絡のうえ、ご契約者さまの連絡先を確認させていただく場合があります。
- 当サービスの内容について今後変更がある場合には、変更事項を通知もしくはホームページ等に掲載します。



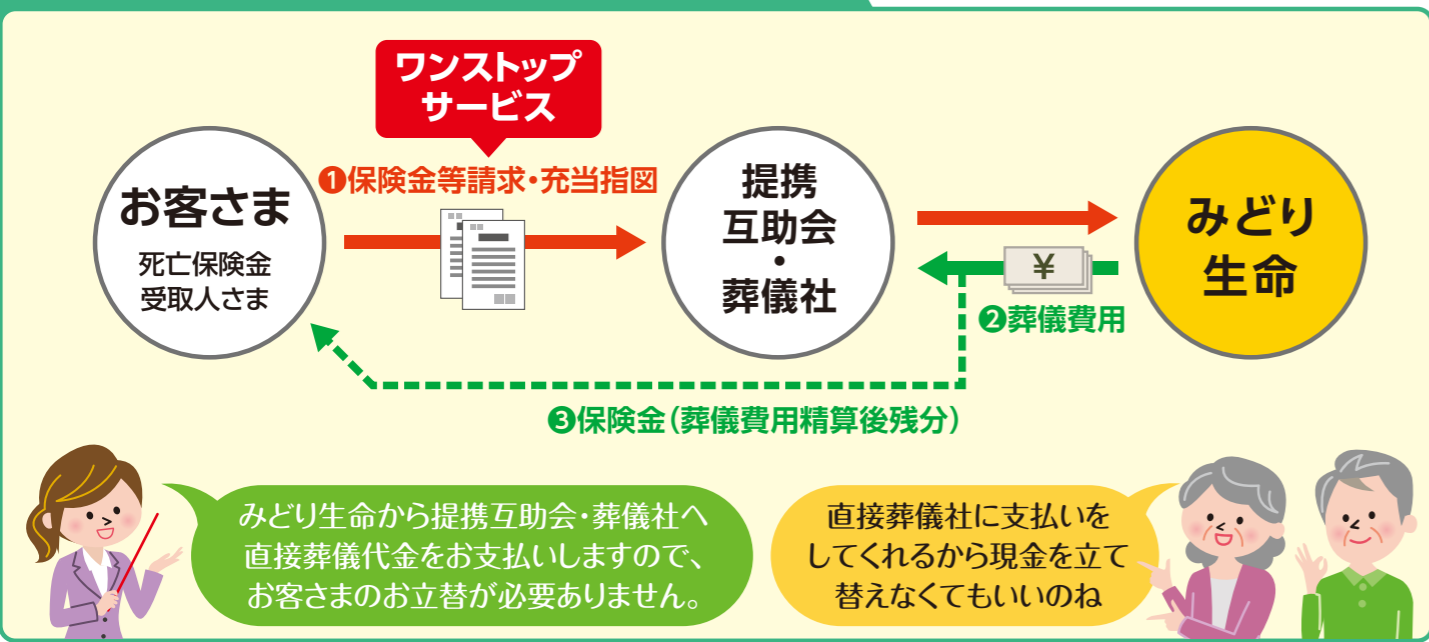
みどり生命ならご葬儀費用のお支払い時も「安心」です！

# 「ご葬儀費用充当サービス」の ご案内

## 一般的な生命保険の場合



## ご葬儀費用充当サービスの場合



「ご葬儀費用充当サービス」はご契約時にお決めいただく必要はなく、保険金支払事由が発生した際に死亡保険金受取人さまがお決めいただくものです。また従来通り死亡保険金受取人さまへお支払いする方法もございます。

# 75歳以上のお客さまへ！

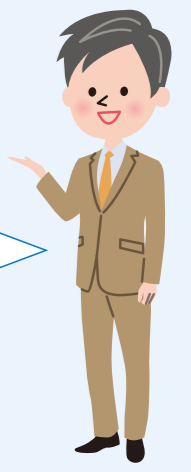
みどり生命では、75歳以上のご高齢のお客さまに、ご提案内容を十分にご理解いただくためのお申し込み手続きをお願いしております。



**「安心のご家族登録サービス」のお申し込みを推奨しております。**

ご高齢のご契約者さまによるお手続きが困難となった場合に備え、あらかじめご登録された2名のご家族さま(配偶者さま・お子さま等)が、ご契約内容等をご確認いただけます。

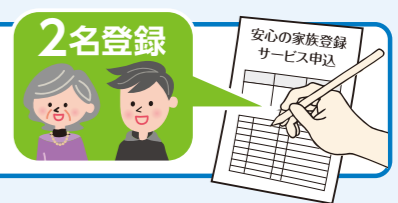
- ①例えば、ご契約時からお子さまに同席していただければ、ご契約内容やご葬儀費用充当サービス等をご理解いただけ、万が一のときのサポートも可能となり安心です！
- ②もし、ご家族さまの同席ができない場合は、その場で「安心のご家族登録サービス」登録のご連絡をおすすめいたします。



### STEP 1 「ご家族同席」とあわせて



### STEP 2 「安心のご家族登録サービス」のお申し込み



もし、上記が難しい場合は以下のいずれかのお手続きをお願いします。

- 「複数回面談」の実施と「安心のご家族登録サービス」のお申し込み
- 「複数回面談」の実施と「ご家族同席」によるお申し込み
- 「複数回面談」の実施と「みどり生命担当者の複数人面談」によるお申し込み

※「ご家族同席」は申込時の手続きのみで構いません。



## 契約概要

この「契約概要」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご理解・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

### 保障内容について

保険金をお支払いする場合(支払事由)

保険金・給付金名称	保険金・給付金をお支払いする場合(支払事由)
災害死亡保険金	被保険者が契約日から起算して3年以内に次のいずれかに該当して死亡されたとき。 ①責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき。 ②責任開始時以後に発病した所定の感染症を直接の原因として、死亡されたとき。
死亡保険金	被保険者が契約日から起算して3年経過後に死亡されたとき。
死亡給付金	被保険者が契約日から起算して3年以内に災害死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡されたとき。

※「責任開始時」とは、申し込まれたご契約の保障が開始される時期をいい、その責任開始時の属する日を「責任開始日(責任開始の日)」といいます。またこの保険では、「責任開始日(責任開始の日)」の属する月の翌月1日を「契約日」としております。保険金・給付金をお支払いできない場合(免責事由)については「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。

### 商品名称・保険期間・契約年齢などについて

名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
無選択型終身保険(低解約払戻金型)	終身	10年・20年	満30歳～80歳
		100歳払済	満60歳～85歳

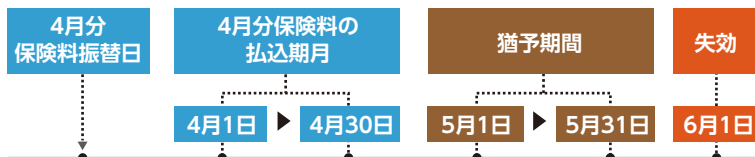
### 責任開始時について

お申し込みいただいた保険契約を当社が承諾した場合には、第1回保険料のお払い込みが完了した時から、当社は保険契約上の責任を負います。



### 保険料の払込方法と保険契約の失効について

- 保険料のお払い込みは口座振替となります。
- 第2回目以降の保険料については、払込期月の前月内にお払い込みください。なお、払込期月内にお払い込みの都合がつかない場合のために、猶予期間を設けています。
- 払込猶予期間内にお払い込みがない場合、保険契約は効力を失います。(失効)



### 特約と配当金について

特約・配当金はありません。

### 解約と払戻金について

- 保険料払込期間中にご契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
- 多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。解約払戻金の額は契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

ご契約の際には、「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」記載事項の例 ●お申し込みの撤回について(クーリング・オフ制度) ●保険金をお支払いできない場合について ●解約と解約払戻金について ●各種変更手続き等について

### 生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

### お取り扱い(募集代理店)

商品等のお問い合わせは下記の募集代理店までご連絡ください。

(引受生命保険会社) **みどり生命保険株式会社**

〒114-8595 東京都北区王子6-3-43 ホームページ <https://midori-life.com/>

生命保険のお手続きや  
ご契約に関する照会先

お客さまサービスセンター(9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く)

**0120-566-322**

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。